

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県南アルプス市

## 2. 構造改革特別区域の名称

より安全で安心できる給食特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

南アルプス市の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

南アルプス市は、甲府盆地の西部地域を占める釜無川沿岸地域と御勅使川の扇状地、その上流部の南アルプス山系からなる地域で、地理的・地形的に一つのまとまりをなしている。平坦部は、八田、白根、若草、楡形、甲西の五地区からなっており、市街地は主として国道52号線沿いに広がっていて、山間部は市の西部を占める芦安地区及び白根・楡形地区の一部からなっている。特に、芦安地区の大部分は南アルプス国立公園に属しており、日本第2位の高峰である北岳（3,193m）を筆頭に3,000m級の山々がそびえている。

本市の面積は、264.06平方kmで、県土の約5.9%となり、上流地域の芦安地区が、全体の55.9%を占め、上流域から扇状地までを占める楡形地区と白根地区がそれぞれ16.1%、14.8%を占めている。市の中心部は、首都東京から100km圏内にあり、中部横断自動車道の白根インターチェンジや南アルプスインターチェンジの供用開始により、中央自動車道を通り双葉ジャンクションを経由すると東京方面から約2時間となっている。周囲は、東は釜無川をはさんで、甲斐市、昭和町、中央市と接し、南は、増穂町、市川三郷町、早川町と、西は長野県長谷村、静岡県静岡市と、北は北杜市、韮崎市、甲斐市と接している。

人口は、平成17年国勢調査で72,055人、平成20年8月1日現在で72,712人と増加している。

本市は、平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、楡形町、若草町、甲西町の4町2村が合併して、現在の南アルプス市となっており、それぞれの町村の特性を生かしながら新しい都市づくりを進めている。

公立保育所においても、地域の特性を生かしながら、高齢者をはじめとする地域住民との交流にも積極的に取り組み、また、働く親が安心して子育てができるように延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育などの充実を図っている。

また、児童の健やかな心身の発達を促すため、より安全で安心できる保育所給食を通して家庭や社会の中で児童一人ひとりの「食べる力」を豊かに育むことを目標としている。

#### 5. 構造改革特別区域計画の意義

少子化、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加及び女性の社会進出など社会状況の変化の中で、保育ニーズが多様化している。また、地域や家庭の子育ての孤立化や育児に対する不安感が増加しており、子育ての中で親子が気軽に交流できる環境づくりが求められている。

子育てと仕事の両立を支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を作るためには保育施設が提供するサービスの質を高め、内容の充実を図らなければならない時期がきている。

保育施設の整備や子育て支援の充実など働く親が安心して子どもたちを育てられる環境づくりは着実に推進していかなければならない課題である。

特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用し、調理室の改修工事費や機材購入費の節減、給食材料の一元購入、調理業務の効率化により運営経費の節減を図ることが出来る。また、公立保育所における3歳未満の児童には引き続き保育所調理室で給食を作る一方、3歳以上の児童に対しては、学校給食と同様の給食を提供することができ、保育所、小中学校を通して一貫した食育が可能となる。

また、学校給食は新鮮で高品質な地場産の食材を積極的に取り入れていることから、保育所においても地産地消が推進され、本市における農業生産者の活性化が図られると共に、食事内容の充実、バランスのとれた食生活など望ましい食生活を定着させ、より安全で安心できる給食を提供できるような給食調理体制の構築を図ることができる。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

食育は、子どもたちの発達における栄養面のみならず、食の活動を通じて子どもたちに食の楽しさ、大切さを教えるなど保育の重要な役割となっている。また、保護者に対しても、子育てをするうえでの食への関心を高め、食の正しい知識を知ることによって生涯に渡って健康的な生活が送れるよう取り組みを行う。特に、保育所と白根・八田学校給食センター及び芦安学校給食共同調理場が連携することで食育に関する認識が統一され、就学前から一貫した質の高い食育教育の推進を図るとともに、より安全で安心できる給食の提供を行い、心身ともに健全な子どもを育成する。

さらに、地元食材の積極的活用により、地産地消が図られ、地域の活性化の一助となることはもちろん、生産者の顔が見える関係づくりを図ることにより、子どもたち

に感謝の気持ちと地域の産業や文化に関心を持たせる。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

白根・八田学校給食センター及び芦安学校給食共同調理場からの市立保育所への給食の外部搬入の実施により、給食材料の一括購入や調理設備等の集約化が可能となり、調理業務の経費を節減することが可能となる。また、調理員の適正配置、作業効率の向上により保育所の管理運営の合理化が図られ、人件費の節減も図られる。

また、白根・八田学校給食センター及び芦安学校給食共同調理場での一括購入、一括調理により、保育所運営にかかる経費が節減されることから、その財源を延長保育などの保育サービスの拡充に充てることが可能となり、子育て支援を充実できる。保育サービスを充実することで、働く親をより支援できるようになり、特に女性の就業意欲を高める一方で、少子化の抑制にもつながる。

なお、地元のより安全で安心できる農産物を活用した給食を提供し幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食に関する関心を高め、食育の大切さについて理解し、心身ともに健全な人間形成を図ることが期待できる。

#### 8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

#### 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

##### (1) 食育推進事業

近年のライフスタイルの変化は、朝食欠食、肥満、食事マナーの軽視や感謝の気持ちの薄れなど、子どもの健全な成長に悪影響を与えている。食育は、子どもたちの学力や体力の発達に重大な影響を及ぼすことから、子育てのうえで保育の重要な役割を担っている。

保育所の栄養士、白根・八田学校給食センター及び芦安学校給食共同調理場が連携することで、食育に関する認識が統一され、就学前から義務教育終了まで一貫した質の高い食育教育の推進を図る。また、今回本特例措置の実施により、給食現場相互のさらなる連携ができ、きめ細かな配慮の行き届いた献立による給食を提供する。

(2) 地産地消事業

地元の農業生産者とより安全で安心できる食材の品目、品質について打ち合わせを行う中で、新鮮で高品質な地場産の食材を積極的に取り入れた献立を検討することにより地産地消を推進する。

(3) 子育て支援サービスの拡大

給食の外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援センター事業、一時保育事業の充実を図る。

## 別 紙

### 1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

八田保育所、巨摩保育所、白根保育所、百田保育所、白根東保育所、芦安保育所

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内の公立保育所で行う調理業務のうち、八田、巨摩、白根、百田、白根東の各保育所については、市立白根・八田学校給食センターから、また、芦安保育所については、市立芦安学校給食共同調理場からの外部搬入方式とする。

なお、各保育所の0歳児から2歳児の給食については、外部搬入を行わずに、各保育所調理室で実施し、児童の健やかな心身の発育を促し「食育」を推進する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

市立白根・八田学校給食センターは、平成14年に完成した最新の設備を備えた施設で、1日最高4,000食が調理可能であり、八田地区・白根地区の小中学校を中心に1日約2,900食を提供している。

また、市立芦安学校給食共同調理場は、平成10年に改築された施設で、1日最高400食が調理可能であり、芦安地区の小中学校を中心に1日約80食を提供している。

人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じたきめ細かな給食業務を行うことができる。

特例措置の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」の留意事項を遵守する。

搬入元（白根・八田学校給食センターの概要）

延床面積	2, 072. 7 m <sup>2</sup>
職員配置数	学校栄養職員 2 名、調理員（嘱託） 21 名 事務職員 1 名、技術員 2 名、配送職員（委託） 6 名
調理能力	4, 000 食
調理器具等	冷蔵庫、冷凍庫、食器消毒乾燥保管庫、食器洗浄機、回転釜 焼き物・揚げ物・蒸し物機、洗米機、スチームオーブン、 フードカッター、炊飯システム、皮剥機等

搬入元（芦安学校給食共同調理場の概要）

延床面積	180. 63 m <sup>2</sup>
職員配置数	学校栄養職員 1 名、調理員 2 名 事務職員 1 名（学校給食課兼務）
調理能力	400 食
調理器具等	冷蔵庫、冷凍庫、食器消毒乾燥保管庫、洗米機、回転釜 焼き物機、ティルティングパン、炊飯システム、フライヤー等

搬入先（公立保育所調理室の概要）

施設名	調理室の面積	調理員配置数	調理能力
八田保育所	45.00 m <sup>2</sup>	2.5 名	250 食
巨摩保育所	58.25 m <sup>2</sup>	2.0 名	200 食
白根保育所	26.25 m <sup>2</sup>	1.5 名	150 食
百田保育所	37.90 m <sup>2</sup>	2.0 名	200 食
白根東保育所	40.66 m <sup>2</sup>	1.5 名	150 食
芦安保育所	21.00 m <sup>2</sup>	1.0 名	50 食
各保育所調理室の調理器具一覧	冷蔵庫、冷凍庫、食器消毒乾燥保管庫、オーブンレンジ、 回転釜、ミルク釜、殺菌庫、自動炊飯器、調理台 水切り台、洗浄シンク、ガス台、給湯器等		

○児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることについて

外部搬入により給食を提供する 3 歳以上児の食事の内容は、基本的には学校給食と同じメニューとするが、年齢に適した分量、大きさ等を十分に考慮する。

保育所調理室で調理する3歳未満児については、児童の発育に応じた手作りにより安全なものを提供する。

食物アレルギー児、体調不良児等への対応については、保護者との連携を密にし、調理関係者、医師との相談体制の充実を図る。

#### ○外部搬入実施にあたっての衛生基準等の遵守について

社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守する。

衛生管理については、保健所との協力のもと、食材、調理はもちろんのこと職員の管理に至るまで細心の注意を払い徹底した指導管理に努める。

運搬容器の衛生管理についても、「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生安全に努めることとする。運搬は密閉した専用コンテナに収容して行い、保育所在中の調理員が受領、配膳を衛生管理のもとに実行する。使用した食缶やコンテナは丁寧に洗浄し、食缶については、消毒保管庫で消毒保管する。

調理室はドライ方式を行っており、汚染防止対策を講じるなど衛生管理に努める一方、食品の温度管理、調理員・栄養士の研修、健康管理を怠りなく保健所の指導、助言等に従い適正に運用する。

なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が必要となるが、本市の場合は市立の白根・八田学校給食センター及び芦安学校給食共同調理場から市立保育所への搬入のため、市長と教育長との間で覚書を締結する。

#### ○食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

児童の栄養素量の給与については、白根・八田学校給食センター及び芦安学校給食共同調理場の栄養士と保育所栄養士との綿密な連携により、季節感のある地域の産物を利活用しながら児童の発達段階に応じた給食を提供する。

### 6. 給食配送スケジュール

（白根・八田学校給食センター）

8時	調理開始
10時	保育所分調理完了
10時55分	配送開始

11 時 00 分 巨摩保育所  
11 時 10 分 白根保育所  
11 時 20 分 百田保育所  
11 時 30 分 八田保育所  
11 時 40 分 白根東保育所  
11 時 50 分 給食開始  
13 時 30 分 回収開始  
14 時 15 分 センター到着  
14 時 30 分 洗淨・清掃

(芦安学校給食共同調理場)

8 時 調理開始  
11 時 保育所分調理完了  
11 時 配送開始  
11 時 5 分 芦安保育所  
11 時 50 分 給食開始  
13 時 30 分 回収開始  
14 時 15 分 共同調理場到着